

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月13日
【四半期会計期間】	第94期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	乾汽船株式会社
【英訳名】	INUI STEAMSHIP CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 乾 新悟
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号
【電話番号】	東京（03）3548 - 3270
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 阿部 健二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号
【電話番号】	東京（03）3548 - 3270
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 阿部 健二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第93期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第94期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第93期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(千円)	6,571,201	2,982,148	22,281,040
経常利益(千円)	3,616,116	160,922	7,644,473
四半期(当期)純利益(千円)	2,195,194	94,702	3,679,856
純資産額(千円)	21,691,293	21,601,000	21,839,080
総資産額(千円)	30,602,825	27,512,874	28,990,125
1株当たり純資産額(円)	737.54	734.48	742.57
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	74.64	3.22	125.12
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	70.88	78.51	75.33
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	59,619	774,843	4,716,118
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	81,484	236,367	1,705,083
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,344,706	933,062	1,953,232
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	7,857,850	7,792,294	9,853,740
従業員数(人)	41	49	46

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	49
---------	----

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時従業員数は少数のため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	陸上	41
	海上	8
	合計	49

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時従業員数は少数のため記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 営業の実績

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前年同期比較増減()
	金額(千円)	金額(千円)
海運業		
貨物運賃	2,495,041	2,721,597
貸船料	482,197	861,924
その他	170	3,958
小計	2,977,409	3,587,479
その他事業	4,738	1,573
合計	2,982,148	3,589,053

(注) 1. 主な相手先別の営業収益実績及びそれぞれの総営業収益実績に対する割合は次のとおりであります。

前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日)			当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)		
相手先	金額 (千円)	割合 (%)	相手先	金額 (千円)	割合 (%)
伊藤忠商事(株)	528,716	8.1	MOUNT ISA MINES社	336,669	11.3
中国木材(株)	479,910	7.3	STRAUTUS社	265,933	8.9
丸紅(株)	463,651	7.1	EITZEN社	242,899	8.1
MOUNT ISA MINES社	459,072	7.0	豊田通商(株)	241,721	8.1

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の内容について、重要な変更はありません。また、当四半期連結会計期間において、重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期(平成21年4月1日～平成21年6月30日)の世界経済は、急速な経済悪化のペースは弱まっているものの、依然として先進国を中心に景気後退が続いております。我が国経済においても、景気対策効果などにより、急速な悪化からの底入れを探る展開は出て来ているものの、回復は脆弱で、先行きの不透明感が続いている状況です。

事業を取り巻く環境は、運賃及び用船市況が、今年に入り緩やかな回復基調に入り、昨年度後半からの最悪期を脱した感がありますが、世界的な景気低迷を受け、やや足踏み状態にあります。

昨年来の急激な市況の下落により、売上高及び利益の大幅な減少を余儀無くされておりますが、ここ数年は市況悪化の際に対応するべく中・長期貸船契約の締結や数量契約の締結等により収益の固定化・安定化比率を高めるとともに、支配船腹の効率配船に努めてきました積み上げの効果があり、厳しい状況の中で、利益を確保することが出来ました。

その結果、当第1四半期の連結売上高は2,982百万円(前年同期比3,589百万円減少)、営業利益は153百万円(前年同期比2,907百万円減少)、経常利益は160百万円(前年同期比3,455百万円減少)、四半期純利益は94百万円(前年同期比2,100百万円減少)となりました。

当第1四半期における総資産は、前年同四半期末に比べ3,089百万円減少し、27,512百万円となりました。これは主に投資有価証券1,913百万円、船舶1,630百万円等の減少によるものです。

負債は、前年同四半期末に比べ2,999百万円減少し、5,911百万円となりました。これは主に未払法人税等1,392百万円、繰延税金負債839百万円、借入金822百万円の減少等によるものです。

純資産は、その他有価証券評価差額金909百万円の減少ならびに、利益剰余金が814百万円増加したこと等により、前年同四半期末に比べ90百万円減少の21,601百万円となりました。以上の結果、連結ベースの自己資本比率は78.5%となりました。

所在地別のセグメント状況は以下のとおりであります。

日本

営業収益は前年同四半期比3,634百万円減の3,021百万円、営業費用は912百万円減の2,857百万円を計上したことにより、営業利益は2,722百万円減の163百万円となりました。

パナマ

パナマの売上高は前年同四半期比174百万円減の910百万円、営業費用は11百万円増の920百万円を計上したことにより、営業損失は9百万円(前年同四半期は175百万円の営業利益)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金同等物(以下「資金」という。)は7,792百万円となり、前年同四半期末に比べ65百万円減少となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により減少した資金は774百万円で、これは主に税金等調整前四半期純利益160百万円、減価償却費が423百万円等による増加、その他流動資産214百万円ならびに法人税等の支払1,520百万円等による減少によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は236百万円で、これは主に投資有価証券の取得による支出245百万円、投資有価証券の償還による収入28百万円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は933百万円で、これは主に長期借入金の返済による支出169百万円、配当金の支払763百万円等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切でありこのような者に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組み

当社は、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、その大量買付等が不適切なものでないかどうかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断し、平成20年5月21日開催の当社取締役会において当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策：以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。なお、本プランは平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

本プランの概要は、以下のとおりです。

(a) 目的

本プランは、当社株券等の大量買付等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付等を抑制し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とします。

(b) 対象となる買付等

本プランは、以下 又は に該当する当社株券等の買付若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下併せて「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(c) 対抗措置の発動に係る手続の概要

上記(b) 又は に該当する買付行為がなされた場合、当社取締役会は買付者等に対し、必要情報並びに買付説明書について提出を求め、これら必要情報等を速やかに独立委員会に提供いたします。これら必要情報等が独立委員会に提供されてから最長60日間の検討期間を経て買付行為に関する対応策を決定いたします。

買収者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）として、当社取締役会の決議により、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株券等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施し、当該買付等に対抗いたします。

なお、当社取締役会は、対抗措置の実施、不実施の判断については、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに係る取締役会の決議を行います。

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下 において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ・ 本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。
- ・ 本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得たものであり、その有効期間は、平成20年6月27日以後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。ただし、本プランの有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において承認決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様のご意思に基づくこととなっております。
- ・ 当社取締役会の恣意的判断を排除するため、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置し、当社株券等に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととしています。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みになっています。このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。
- ・ 本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。
- ・ 本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、係る取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,429,335	29,429,335	(株)東京証券取引所 (株)大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数は、 100株です。
計	29,429,335	29,429,335	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高(千 円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
平成21年4月1日～平 成21年6月30日	-	29,429,335	-	3,351,682	-	2,098,314

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 19,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,402,200	294,022	-
単元未満株式	普通株式 7,935	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	29,429,335	-	-
総株主の議決権	-	294,022	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権の数30個)含まれております。

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
乾汽船株式会社	東京都中央区日本橋 本町一丁目7番4号	19,200	-	19,200	0.06
計	-	19,200	-	19,200	0.06

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	720	716	828
最低(円)	598	640	697

(注) 最高・最低株価については、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）及び「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
海運業収益		
運賃	5,216,638	-
貸船料	1,344,122	-
その他海運業収益	4,128	-
海運業収益合計	6,564,889	-
海運業費用		
運航費	1,679,736	-
船費	2 869,793	-
借船料	657,381	-
その他海運業費用	62,273	-
海運業費用合計	3,269,185	-
海運業利益	3,295,703	-
その他事業収益	6,312	-
その他事業費用	2,535	-
その他事業利益	3,776	-
売上高		
海運業収益及びその他の営業収益	-	2,982,148
売上原価		
海運業費用及びその他の営業費用	-	2 2,604,800
売上総利益	-	377,347
一般管理費	1 238,147	1 223,648
営業利益	3,061,332	153,699
営業外収益		
受取利息	29,386	12,015
受取配当金	27,793	30,990
為替差益	435,078	-
有価証券運用益	-	21,305
船舶燃料受渡差額金	-	22,922
その他	79,793	407
営業外収益合計	572,052	87,640
営業外費用		
支払利息	14,463	9,146
為替差損	-	69,988
その他	2,804	1,282
営業外費用合計	17,268	80,417
経常利益	3,616,116	160,922
特別損失		
前期損益修正損	41,282	-
特別損失合計	41,282	-
税金等調整前四半期純利益	3,574,834	160,922

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
法人税、住民税及び事業税	1,649,888	234,319
法人税等調整額	270,249	168,099
法人税等合計	1,379,639	66,220
四半期純利益	2,195,194	94,702

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,792,294	9,853,740
海運業未収金	402,635	445,369
有価証券	130,676	160,562
貯蔵品	363,954	420,637
繰延及び前払費用	198,552	209,939
その他	481,593	278,664
貸倒引当金	278	278
流動資産合計	9,369,426	11,368,635
固定資産		
有形固定資産		
船舶(純額)	10,491,199	10,908,853
その他(純額)	1,798,803	1,802,372
有形固定資産合計	12,290,003 ₁	12,711,225 ₁
無形固定資産	9,221	9,964
投資その他の資産		
投資有価証券	5,446,327	4,506,006
その他	425,423	421,822
貸倒引当金	27,528	27,528
投資その他の資産合計	5,844,222	4,900,300
固定資産合計	18,143,447	17,621,490
資産合計	27,512,874	28,990,125
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	1,370,607	1,401,478
短期借入金	776,794	778,126
未払法人税等	229,814	1,529,970
賞与引当金	6,237	26,629
役員賞与引当金	-	58,000
その他	428,961	309,268
流動負債合計	2,812,414	4,103,472
固定負債		
長期借入金	2,025,126	2,201,651
繰延税金負債	775,298	562,536
退職給付引当金	58,011	63,712
特別修繕引当金	183,500	162,750
その他	57,523	56,922
固定負債合計	3,099,459	3,047,572
負債合計	5,911,873	7,151,045

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,351,682	3,351,682
資本剰余金	2,098,314	2,098,314
利益剰余金	15,252,024	15,921,983
自己株式	6,249	6,246
株主資本合計	20,695,772	21,365,734
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23,018	384,847
繰延ヘッジ損益	23,022	992
為替換算調整勘定	859,186	859,186
評価・換算差額等合計	905,227	473,346
純資産合計	21,601,000	21,839,080
負債純資産合計	27,512,874	28,990,125

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,574,834	160,922
減価償却費	421,685	423,556
貸倒引当金の増減額(は減少)	191	-
賞与引当金の増減額(は減少)	15,170	20,392
特別修繕引当金の増減額(は減少)	17,750	20,750
受取利息及び受取配当金	57,180	43,005
支払利息	14,463	9,146
為替差損益(は益)	429,987	115,906
未収消費税等の増減額(は増加)	24,828	22,160
たな卸資産の増減額(は増加)	74,465	56,683
売上債権の増減額(は増加)	237,905	42,734
仕入債務の増減額(は減少)	128,149	17,637
その他	79,054	62,749
小計	3,031,839	708,075
利息及び配当金の受取額	46,785	45,764
利息の支払額	14,700	8,616
法人税等の支払額	3,004,304	1,520,065
営業活動によるキャッシュ・フロー	59,619	774,843
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,925	16,027
無形固定資産の取得による支出	-	200
投資有価証券の取得による支出	75,200	245,060
投資有価証券の償還による収入	-	28,521
貸付金の回収による収入	775	2,880
その他	2,133	6,481
投資活動によるキャッシュ・フロー	81,484	236,367
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	169,705	169,408
自己株式の取得による支出	-	2
配当金の支払額	1,175,001	763,651
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,344,706	933,062
現金及び現金同等物に係る換算差額	456,967	117,173
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	909,603	2,061,446
現金及び現金同等物の期首残高	8,767,453	9,853,740
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,857,850	7,792,294

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

（四半期連結損益計算書関係）

1. 従来、四半期連結損益計算書については、「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて表示しておりましたが、当第1四半期連結累計期間より、四半期連結損益計算書の明瞭性を高めるため、「四半期連結財務諸表規則」に即して、従来、海運業収益及びその他事業収益を合計して売上高の「海運業収益及びその他の営業収益」として、従来、海運業費用及びその他事業費用を合計して売上原価の「海運業費用及びその他の営業費用」として表示しております。当該変更に伴い、従来、海運業利益及びその他事業利益を合計し、売上総利益として表示しております。

なお、当第1四半期連結累計期間における「運賃」は2,495,041千円、「貸船料」は482,197千円、「その他海運業収益」は170千円、「運航費」は1,119,108千円、「船費」は922,545千円、「借船料」は541,327千円、「その他海運業費用」は19,558千円であり、海運業収益合計2,977,409千円、海運業費用合計2,602,541千円、海運業利益374,868千円であります。また「その他事業収益」は4,738千円、「その他事業費用」は2,259千円、「その他事業利益」は2,479千円であります。

2. 前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「有価証券運用益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「有価証券運用益」は51,440千円であります。
3. 前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「船舶燃料受渡差額金」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「船舶燃料受渡差額金」は28,166千円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1. 一般管理費のうち主な費目		
役員報酬	39,867千円	33,976千円
従業員給与	61,041 "	62,766 "
福利厚生費	18,594 "	22,054 "
賞与引当金繰入額	6,940 "	5,837 "
退職給付引当金繰入額	1,696 "	3,669 "
減価償却費	3,229 "	4,364 "
2. 上記を除く引当金繰入額 の内容及び金額		
海運業費用の内		
賞与引当金繰入額	162千円	399千円
退職給付引当金繰入額	900 "	6,447 "
特別修繕引当金繰入額	17,750 "	20,750 "

(四半期連結貸借対照表関係)

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	17,660,248千円	17,237,634千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び預金 7,857,850千円	現金及び預金 7,792,294千円
	現金及び現金同等物 7,857,850千円	現金及び現金同等物 7,792,294千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 29,429,335 株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 19,288 株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	764,661	26.0	平成21年3月31日	平成21年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
当社及び連結子会社の営んでいる事業のうち、海運業の売上高及び営業利益の金額は、全体の売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。	当社及び連結子会社の営んでいる事業のうち、海運業の売上高及び営業利益の金額は、全体の売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

	前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)				
	日本 (千円)	パナマ (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	6,571,201	-	6,571,201	-	6,571,201
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	84,480	1,085,035	1,169,515	(1,169,515)	-
計	6,655,681	1,085,035	7,740,717	(1,169,515)	6,571,201
営業利益	2,885,724	175,608	3,061,332	-	3,061,332

	当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)				
	日本 (千円)	パナマ (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,982,148	-	2,982,148	-	2,982,148
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	39,000	910,652	949,652	(949,652)	-
計	3,021,148	910,652	3,931,800	(949,652)	2,982,148
営業利益又は営業損失()	163,487	9,787	153,699	-	153,699

(注) 営業費用のうち「消去又は全社」の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	北米	ヨーロッパ	アジア	オセアニア	その他	計
海外売上高(千円)	532,827	744,859	215,012	1,183,252	1,244	2,677,196
連結売上高(千円)	-	-	-	-	-	6,571,201
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	8.1	11.3	3.3	18.0	0.0	40.7

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	北米	ヨーロッパ	アジア	オセアニア	その他	計
海外売上高(千円)	306,636	300,671	114,662	662,824	9	1,384,804
連結売上高(千円)	-	-	-	-	-	2,982,148
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	10.3	10.1	3.8	22.2	0.0	46.4

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....アメリカ
- (2) ヨーロッパ.....ノルウェー、ドイツ、オランダ
- (3) アジア.....マレーシア、香港、シンガポール
- (4) オセアニア.....オーストラリア、バヌアツ
- (5) その他.....パナマ、アフリカ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	734.48円	1株当たり純資産額	742.57円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	74.64円	1株当たり四半期純利益金額	3.22円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	2,195,194	94,702
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	2,195,194	94,702
期中平均株式数(千株)	29,410	29,410

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

乾汽船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 健次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている乾汽船株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2.四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

乾汽船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神前泰洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている乾汽船株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2.四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。